

成田市消防計画改定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、成田市消防計画改定支援業務委託（以下「業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、業務の受注予定者（以下「受注予定者」という。）を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による受注予定者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 企画提案書等の評価、審査及び受注予定者の決定

(2) その他必要な事項

2 委員会は、消防本部次長、警防課長、消防総務課長、予防課長、救急課長の計5名をもって構成する。

3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は消防本部次長を、副委員長は警防課長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(プロポーザルの参加資格等)

第3条 プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）は、成田市消防計画改定支援業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する参加資格要件を満たす者とする。

2 この要領によるプロポーザルに参加する者は、募集要項に基づき参加表明を行わなければならない。

(審査方法及び評価基準)

第4条 委員会は、参加者により参加表明が行われたとき、参加者の参加資格を審査し、企画提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。委員会は、別紙評価表により評価を行い、評価点の高い参加者から順に順位を決定する。

(優先交渉権者の確定)

第5条 委員会は、評価順位が第一位の参加者を優先交渉権者とする。

- 2 参加者が1者のみの場合において、評価得点が評価得点の6割以上であるときは、当該参加者を優先交渉権者とする。
- 3 審査の結果において評価得点が評価得点の6割に満たない場合は、優先交渉権者とせず、再度公募を実施する。
- 4 最高得点の者が複数いる場合は、実績調書に記載された同種・類似業務の実績が多い参加者を優先交渉権者とし、この実績においても同数であった場合は、提案金額の安価な参加者を優先交渉権者とする。
- 5 委員会は、優先交渉権者に優先交渉権者として確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次順位の参加者にその旨を通知する。

(失格条項等)

第6条 参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合失格とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、委員会委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき
- (8) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられるおそれのあるとき

(受注予定者の決定及び選定結果の通知)

第7条 委員会は、第5条第5項の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、受注予定者を決定し、各参加者に結果のみを文書により通知する。

(契約)

第8条 市は、決定した優先交渉権者を本業務に係る契約の見積書徴取相手方として履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。

2 交渉が整った際は、受注予定者として契約の手続きに進む。

3 交渉が整わない場合には、評価順位が次点の参加者を見積書徴取相手方として交渉を行う。

(企画提案書の取り扱い)

第9条 提出された企画提案書の取扱いは、募集要項の留意事項に記載のとおりとする。

(事務局等)

第10条 本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、消防本部警防課において担当する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、業務に係る契約の完了日をもってその効力を失う。